

フランスにおける国家公務員に対する退職給付制度の現状と課題等について

～ 不支給・返納等の制度に重点をおいて ～

新潟大学大学院実務法学研究科・教授 下井 康史

1. フランスにおいて、我が国の正規一般職国家公務員に相当するのは、国家に勤務する官吏( *fonctionnaire* )<sup>(1)</sup>であるが、フランス官吏法には、我が国の国家公務員退職手当に相当する手当は存在しない<sup>(2)</sup>。地方官吏についても同様である<sup>(3)</sup>。したがって、退職手当の不支給・返納等について、直接的に参考となる制度は見いだせない。

2. ただし、かつての退職年金制度には、参考となる仕組みが存在していた。

官吏の退職年金については、文武官吏退職年金法典( *Code des pensions civiles et militaires de retraite* ) (1964年12月26日の法律第64-1339号) (退職年金法典) が詳細な定めをおく<sup>(4)</sup>。同法典は、かつて、その L.59条で、懲戒処分としての懲戒免職( *révocation* )や職権退職( *retraite d'office* )<sup>(5)</sup>が、同条で列举された非違行為を理由になされた場合、退職年金の獲得( *obtention* )・受給( *jouissance* )請求権<sup>(6)</sup>が一律に停止( *suspension* )されるとしていた。同条が列举する非違行為<sup>(7)</sup>は、以下の通りである。

①国や県、市町村、あるいは公施設法人の金員を横領した等の罪で有罪判決を受けた場合

②業務上の汚職( *malversations relatives à son service* )の罪で有罪判決を受けた場合

③金銭の授受を受けて、あるいは、金銭報酬に相当する条件の下で辞職したか、あるいは、そのような辞職の共犯となったと認められる場合

さらに同条は、これらの非違行為が、当該官吏の退職後に発覚した場合も同様としていた。つまり、既に退職して退職年金を受給している元官吏について、在職中の非違行為が発覚し、有罪判決を受けるなどして上記①～③のいずれかに該当することとなり、かつ、そのことが、懲戒免職または懲戒職権退職処分が相当の非違行為にあたると判断された場合には、その後の退職年金支給が停止されることになっていた。

しかし、この退職年金法典 L.59条は、年金改革に関する2003年8月21日の法律第2003-775号<sup>(8)</sup>第65条により削除されている<sup>(9)</sup>。その理由は、2004年1月7日のコンセイユ・デタ<sup>(10)</sup>判決( *C. E., 7 janv. 2004, req. n. 225451* )に良く示されているとの指摘がある<sup>(11)</sup>。同判決の事案は、陸軍歴史部で美術品を管理していた武官(原告)が、退職年金受給を承認されて退職した後、管理対象たる美術品を在職中に盗んでいた事実が発覚

して有罪判決を受けたところ、この事実が退職年金法典 L.59 条の②「業務上の汚職の罪で有罪判決を受けた場合」にあたるとして退職年金受給を停止されたため、従前通りの額の退職年金受給を求めて争ったというものである。コンセイユ・デタは、おおむね以下のように述べ、原告の請求を一部認容した。

- ・退職年金法典 L.1 条<sup>(12)</sup>によれば、退職年金は、公務員にとって、その通常の離職時までに遂行した勤務が権利として与えるところの、個人的かつ終身の金銭給付である。そうであれば、これらの退職年金は債権を構成するものであり、ヨーロッパ人権条約（人権及び基本的自由の保護のための条約）第 1 議定書第 1 条<sup>(13)</sup>の意味での財産とみなされなければならない。
- ・公務員にとって、退職年金は、過去における自身の職務の誇りに見合った経済的生活条件の確保を趣旨とする、後払い給与( *rémunération différée* )である。
- ・したがって、行政機関は、汚職があった場合でも、処分の重大性が非違事実と比例するものかどうか、および、財産権が尊重されるべき相手方の権利に過剰な侵害をもたらしうるものか否か、以上の点を検討することなく、公益上の理由に見合うことのみを理由に、退職年金請求権の中断を決定することはできない。

同判決は、以上のように述べたうえで、「退職年金請求権停止についての規範と、ヨーロッパ人権条約第 1 議定書第 1 条に定める諸原則とを、整合させる立法の定めが無い以上」、原告に支給されるべき退職年金は、従前の半額とすべきとした。

※ なお、退職年金を満額で受給するために要求される実勤務期間（保険加入期間）は<sup>(14)</sup>、2003 年までは 150 四半期であったが、前述の 2003 年法律により、160 四半期に改められた（第 51 条。退職年金法典 L.13 条）<sup>(15)</sup>。この改革の引換えとして、同法 65 条が退職年金法典 L.59 条を削除したとの見方もあり得るように思われる<sup>(16)</sup>。

いずれにせよ、現在では、退職年金法典 L.59 条は削除されているため、退職年金を受給している退職官吏が、在職中の非違行為を理由に、退職年金受給について不利益を受けることはあり得ない。

---

(1) フランスにおいて、公務員( *agent public* )とは、公法人に勤務する者のうち、民間労働法が適用されず、公法上の規制を受け、その地位をめぐる紛争が行政裁判所の管轄と

なる人々を指す。ここでいう公法人には、国や地方公共団体の他、諸々の公施設法人( *établissements publics* )——我が国の独立行政法人や国立大学法人、特殊法人に相当する——が含まれる。

公務員は、官吏と非正規職員( *agent non-titulaire* )に区別され、この二者が公務員制度( *fonction publique* )を形成する。公務員全体のうち、8割以上が官吏である。国や地方公共団体の商工的部局、あるいは、商工的公施設法人の職員は、原則として、普通労働契約で雇用される労働者(私法契約職員)であり、公法人に勤務していても、公務員とはされない。

国家の官吏のうち、行政府の文官吏の法的地位については、1983年7月13日の法律と1984年1月11日の法律(官吏法)が定めているが、退職年金については、別途、本文に登場する退職年金法典がある。なお、非正規職員についての一般法はない。

以上については、下井康史「公務員制度の射程——フランス公役務理論と官吏概念——」川上宏二郎先生古稀記念論文集『情報社会の公法学』(信山社、2002年)52頁以下、下井康史「フランスにおける公務員の不利益処分手続(一)——人事記録閲覧手続から防御権の法理へ——」北大法学論集54巻1号(2003年)30頁以下、下井康史「フランスにおける公務員の任用・勤務形態の多様化(上)——地方公務を中心に」自治研究81巻3号(2005年)53頁以下参照。

- (2) ただし、分限免職が、官の廃止を理由とする場合(行政整理)、及び、職務遂行能力を理由とする場合には、一定の手当( *indemnité* )が支給される。これらの分限免職がなされるのは極めて稀である。

その他、国家官吏に支給される手当については、外国公務員制度研究会『欧米国家公務員制度の概要——米英独仏の現状』(生産性労働情報センター、1997年)314頁以下の他、諸外国教員給与研究会『諸外国の教員給与に関する調査研究 報告書』(2007年)199頁(下井康史執筆)に、部分的な紹介がある。同報告書については、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyuyo/07061801/003.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyuyo/07061801/003.pdf)。

- (3) 地方官吏の法的地位は、1984年1月26日の法律が定める。退職年金については、本文で後述する退職年金法典が適用される。
- (4) 同法典は、国・地方の別や、立法・行政・司法の各府の別、及び、文武官の違いを問わず、全官吏に適用される。
- (5) フランス国家官吏の離職は、①定年退職、②辞職、③分限処分としての職権退職( *mise à la retraite d'office* )と免職( *licenciement* )、④懲戒処分としての職権退職と免職( *révocation* )、⑤自動失職(官吏資格喪失)に分類される。職権退職とは、分限・懲戒のい

ずれの場合も、退職年金受給資格を既に取得している官吏を対象とするもので、退職年金受給権の剥奪を伴わない。分限免職や懲戒免職は、退職年金受給資格を未だ取得していない官吏を対象とするから、退職年金受給権への影響はない。退職年金受給要件については、次注参照。

以上については、外国公務員制度研究会・前掲書『欧米国家公務員制度の概要』329頁以下、前掲下井・前掲「フランスにおける公務員の不利益処分手続（一）」47頁参照。

- (6) 退職年金は、文官又は武官としての実勤務が15年に達し（退職年金法典 L.4 条）、かつ、その間、税込み俸給額の 7.85 %に相当する掛金を負担してきた官吏に支給される（退職年金法典 L.61 条）。年金を満額で受給するためには、上記の実勤務期間が160四半期に達することが必要である（退職年金法典 L.13 条。この点に関する近時の改革については、本文で後述する。）。年金支給開始は、定年時に退職した者の場合は退職時であるが、定年前に退職した者の場合は、定年が65歳の官吏については60歳に、定年が60歳の者であれば55歳に、それぞれ達した時点で支給されるのが原則である（退職年金法典 L.24 条 I 1）。

以上については、外国公務員制度研究会・前掲書『欧米国家公務員制度の概要』347頁以下の他、諸外国教員給与研究会・前掲『諸外国の教員給与に関する調査研究 報告書』208頁以下に簡単な紹介がある。

- (7) 我が国の場合と異なり、フランス官吏法は、懲戒処分の対象となる非違行為を列挙していない。「官吏が職務遂行中あるいは職務遂行に際して犯したあらゆる非違行為」が懲戒処分の対象になるとするのみである（前述の1983年法第29条）。ただし、官吏法上の義務違反行為が、懲戒事由たる非違行為を意味することで実務学説は一致する。官吏法が列挙する義務には、職務専念義務、兼業禁止、自己が所属する部局と関係のある企業と利害関係を持つことの禁止（廉潔義務）、守秘義務、命令服従義務がある。これら以外にも判例は、「政治的意見や侮辱的批判、実体的に不正確な批判で度を越した表現、および、品位に反するあらゆる行動」を禁ずる（自制義務）。

官吏法は、懲戒処分について、以下のように限定列挙する（前述の1984年法第66条）。

- ・第1グループ：戒告、けん責
- ・第2グループ：昇進候補者名簿からの削除、降給、15日以下の停職、職権転任
- ・第3グループ：降格、3ヵ月以上2年以下の停職
- ・第4グループ：職権退職、免職

以上については、外国公務員制度研究会・前掲書『欧米国家公務員制度の概要』331

頁、下井・前掲「フランスにおける公務員の不利益処分手続（一）」47頁以下参照。

- (8) 同法律については、嵩さやか「フランス年金制度の現状と展望」海外社会保障研究 16 1号（2007年）37頁参照。
- (9) 旧退職年金法典 L.58 条は、陸海軍裁判法典が適用されて免官の有罪判決を受けた者や、体刑( *peine afflictive* )や公民権剥奪刑( *peine infamante* )を下す有罪判決を受けて服役中の者、フランス国籍喪失者、寡婦及び離婚した妻に対する父権を全部又は一部喪失した者についても、退職年金受給権を停止するとしていたが、同条も、2003 年 8 月 21 日の法律で削除されている。なお、体刑制度は、1994 年の刑法典改正で廃止されている。
- (10) 行政裁判の最上級裁判所。
- (11) Auby ( J. -M. ), Auby ( J. -B. ), Jean-Pierre ( D. ) et Taillefait ( A. ), *Droit de la fonction publique*, 5e éd., Dalloz, 2005, p. 316.
- (12) 退職年金法典 L.1 条「退職年金は、文武官吏、及び、当該文武官吏の死亡後は法律が指定するところの同人の承継人に認められる、通常の離職までに当該官吏が遂行した勤務に対する報酬としての( *en rémunération des services* )、個人的及び終身の金銭給付である。」
- (13) ヨーロッパ人権条約第 1 議定書第 1 条「(財産の保護) すべての自然人または法人は、その財産を平和的に享有する権利を有する。何人も、公益のために、かつ、法律および国際法の一般原則で定める条件に従う場合を除くほか、その財産を奪われない。
- ただし前項の規定は、国が一般的利益に基づいて財産の使用を規制するため、または租税その他の拠出もしくは罰金の支払を確保するために必要とみなす法律を施行する権利を何ら害するものではない。」（広部和也＝杉原高嶺編『解説条約集 2007』（三省堂、2007 年）234 頁）。
- (14) 注（6）参照。
- (15) 前掲・嵩「フランス年金制度の現状と展望」40 頁参照。ただし、同法律 66 条Ⅱは、経過措置として、2004 年における要件は 152 四半期、2005 年では 154 四半期、2006 年では 156 四半期、2007 年では 158 四半期としている。
- (16) フランス社会保障法を専門とする加藤智章（新潟大学大学院実務法学研究科教授）の推測による。